

むつ市農業委員会
第 8 1 9 回総会議事録

むつ市農業委員会第819回総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日（火）午前10時25分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（16名）

欠員1

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
16	林忠久
18	嶋田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（9名）

欠員1

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

議席	氏名
15	畑 中 光 政
17	四ッ谷 末 藏

○農地利用最適化推進委員（0名）

なし

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第8号 非農地証明交付申請について
- 議案第9号 非農地証明交付申請について
- 議案第10号 非農地証明交付申請について
- 議案第11号 非農地証明交付申請について
- 議案第12号 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 議案第13号 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
- 議案第14号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について
- 議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成 田 司
次 長 澤 田 眞紀子
総括主幹 菅 原 賢一郎

7. 会議録署名委員

10番 中 嶋 寿 樹 11番 蛭 名 修 一

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤 田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第819回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中15名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、10番 中嶋寿樹委員、11番 蛭名修一委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>(ここで、水戸委員が遅れて入室)</p> <p>水戸委員について出席とし、出席委員を16名に訂正します。議案第8号審議からの出席とします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第8号 非農地証明交付申請について、議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、 むつ市金谷一丁目305番1、面積401㎡、登記地目「田」、農地台帳「その他分類不能」、農業振興地域外、 むつ市金谷一丁目309番、面積103㎡、登記地目「田」、農地台帳「その他分類不能」、農業振興地域外、 の土地であります。</p> <p>ここは筆界未定地でありましたが、本申請前に測量及び登記を終えており、筆界未定は解消されております。</p> <p>6月26日に杉山委員、林委員、事務局で現地調査を行った結果、相当年数前から建物が建ち、現在は駐車スペースとして利用されており周辺は国道と市道に挟まれ、建物が建ち並び、農地に復元することが困難な場所であります。</p> <p>転用許可申請や許可の事実は、古い資料を保有していないため確認できませんでした。</p>

	<p>非農地証明基準の（５）に該当することから、非農地として証明して良いと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
杉山委員	<p>事務局の説明のとおりで問題ないと思います。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第８号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第８号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第９号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第９号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、</p> <p>むつ市大畑町谷地道９０番、面積１，２７９㎡、登記地目「畑」、農地台帳「山林」、農業振興地域内、農用地区域外、の土地で、所有者は故人であります。が、相続予定者からの申請です。</p> <p>６月２２日に柏谷委員、畑中光政委員、事務局で現地調査を行った結果、申請地までの進入路が雑草、雑木の覆われ、現地まで到達出来ず、約２００ｍ手前から目視調査を行いました。</p> <p>申請地は、樹木、雑木が立ち、周辺も同様に樹木に囲まれ、相当年数前から未耕作の状態であったと思われます。</p> <p>非農地証明基準の（４）に該当することから、非農地として証明して良いと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>

柏谷委員	事務局の説明に補足は特にありません。
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第9号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第9号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長(坂本会長)	<p>つづきまして、議案第10号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第10号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、</p> <p>むつ市川内町石倉沢35番50、面積1,279㎡、登記地目「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、の土地です。</p> <p>所有者は青森市在住で、当該農地の耕作をしていませんが、現地は畑として使われている痕跡があります。</p> <p>所有者がむつ市川内庁舎に赴き、耕作人を探し当て、これまでの経緯や今後のことについて話し合いをしましたが、非農地証明願いの取り下げは行わない意向です。</p> <p>6月26日に鴨田委員、村口委員、事務局で現地調査を行った結果、昨年まで耕作していた痕跡があり、人力及び農業用機械での耕起で農地に復元可能な状況であり、非農地証明基準にも該当する事項がないため、非農地証明はできないと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
村口委員	事務局の説明に補足は特にありません。

議長 (坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第10号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第10号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第11号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第11号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、</p> <p>むつ市大畑町鳥谷場186番1、面積1,931㎡、登記地目「田」、農地台帳「農業用施設」、農業振興地域内、農用地区域外、</p> <p>むつ市大畑町鳥谷場186番4、面積722㎡、登記地目「田」、農地台帳「農業用施設」、農業振興地域内、農用地区域外、</p> <p>の2筆です。</p> <p>この農地には畜舎が建てられておりますが、転用許可についての書類を保有していないため、申請・許可の事実は確認できませんでした。</p> <p>旧大畑町で工業団地としてこの地域を指定していることから、その計画に沿って転用したと思われます。</p> <p>また、当該農地は、第817回総会において、報告第5号で、法務局からの転用事実照会に対し、農用地区域内であることから「農地」と回答済みと報告しておりましたが、その後、5月19日に土地改良区から除外されております。</p> <p>6月22日に柏谷委員、畑中光政委員、畑中正彦推進委員。事務局で現地調査を行った結果、畜舎が荒廃した状態で建っており、周辺にも荒廃した畜舎や水産加工施設が建っており、転用行為から20年以上が経過し、農地への復元が著しく困難で、農地行政上特に支障がないと認められ、非農地証明基準の(5)に該当することから、非農地として証明して良いと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
<p>柏谷委員</p>	<p>事務局の説明に補足は特にありません。</p>
<p>議長(坂本会長)</p>	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第11号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第11号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第12号 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>計画地は、</p> <p>むつ市大字関根字水川目393番、面積8,109㎡、 登記地目は「原野」、農地台帳地目「畑」、</p> <p>むつ市大字関根字水川目407番、面積4,854㎡、 登記地目は「原野」、農地台帳地目「畑」、</p> <p>二筆とも農業振興地域内、農用地区域内です。</p> <p>借受人は農地中間管理機構の青森農業支援センターで、転貸人は、自然食ねっと青森株式会社で、賃貸借の再設定をするものです。</p> <p>貸借期間は、前回の1年間から3年間に延び、賃借料の年額は前回と同額です。</p> <p>調査につきましては 齊藤委員、蝦名委員、山本推進委員、事務局により調査をした結果、農地までの道や周辺農地への影響について問題は見当たらず、賃貸借の再設定でもあり、承認して問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 (坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
齊藤委員	事務局の説明に補足は特にありません。
議長 (坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第 1 2 号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 2 号は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第 1 3 号 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>計画地は、</p> <p>むつ市大字奥内字鍋谷道 3 2 番、面積 3, 6 9 2 m²、 登記地目は「畑」、農地台帳地目「畑」、</p> <p>むつ市大字奥内字鍋谷道 2 9 番、面積 1, 6 7 8 m²、 登記地目は「畑」、農地台帳地目「畑」、</p> <p>むつ市大字奥内字鍋谷道 3 0 番、面積 1, 6 3 3 m²、 登記地目は「畑」、農地台帳地目「畑」、</p> <p>三筆とも農業振興地域内、農用地区域内です。</p> <p>借受人は農地中間管理機構の青森農業支援センターで、転貸人は、新規就農者の●●●●さんです。</p> <p>貸借期間は、字鍋谷道 3 2 番が 5 年間、字鍋谷道 2 9 番、3 0 番が 1 0 年間です。</p> <p>新規就農者の●●●●さんは、昨年 1 年間、青森県農業経営士の基で、トマト栽培の研修、野菜農家から路地ねぎの栽培技術の習得を図っており、貸借した農地で、ハウストマト、路地ねぎを主に栽培する計画です。</p> <p>6 月 2 6 日に、立花幸雄委員、西村推進委員、事務局により調査をした結果、農地までの道や周辺農地への影響、営農計画等について問題は</p>

	見当たらず、承認してよいと思います。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
立花幸雄委員	補足は特にありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより、議案第13号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。 (無しの声あり) 質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決定しました。 つづきまして、議案第14号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第14号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、ご説明いたします。 これは、むつ市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の記載事項が追加され、その内容についてむつ市から意見を求められたものです。 記載事項が追加されたのは、農業経営基盤促進法の改正によるもので、変更の概要は議案資料31ページにあるとおりです。 なお、この構想の変更により、当委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更はありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより、議案第14号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。 (無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、「構想の変更に対し特段の意見がない」旨答申することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第14号は、「特段の意見なし」と答申することに決定しました。

つづきまして、議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、を議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、ご説明いたします。

これは、株式会社寅福プラントが建設する農作物栽培高度化施設用地、株式会社寅福所有の農用地の用途変更、農用地以外の編入です。

用途変更するのは、

大字田名部字斗南岡32番137, 32番138, 32番167, 32番471, 32番478の合計61,936㎡と、

編入するのは、

大字田名部字斗南岡32番136, 32番144の一部、32番231、32番426の合計16,464㎡で、総面積78,400㎡です。

字斗南岡32番144の一部、1,055㎡は、農業体験者や農業研修生の簡易宿泊所、トレーラーハウスを設置する予定ですが、この土地は登記地目、農地台帳地目ともに「山林」であり、転用許可は不要で、トレーラーハウスの設置に関する手続きも不要であると青森県から確認済みです。

議長(坂本会長)

説明が終わりましたので、これより、議案第15号について審議を行います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、「整備計画の変更に対し特段の意見がない」旨答申することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は、「特段の意見なし」と答申することに決定しました。

以上で、議案審議について終了しました。

これで、本日の議案審議は全て終了しました。その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

何か、ありませんか。

ないようですので、これをもちまして、むつ市農業委員会第819回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 中嶋寿樹

会議録署名委員 蛭名修一